別紙６（第１０条関係）

住宅等防犯カメラ設置及び運用自主規定

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

第１条（目的）

　　この規定は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　が設置する防犯カメラについて、　等の防止を図ることと、市民等の容貌や行動

をみだりに撮影しない等プライバシ―の保護を遵守し、適切な管理及び運用を行うこと

を目的とする。

第２条（設置概要）

　防犯カメラは、次に掲げる場所に防犯カメラ１台を設置する。

　⑴　所在地～

　⑵　名　称～

２　当該機器は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を設置

第３条（設置及び利用）

　防犯カメラの設置及び利用に当たっては、設置目的を達成するために、設置箇所及び

撮影範囲が必要最小限となるようにし、特定の個人若しくは建物等を遠隔操作等で継続

して追跡的な撮影は禁止する。

２　防犯カメラの設置者は、設置区域の入口やその区域内の見やすい場所に「防犯カメラ

作動中」及び「設置者名」の表示板を設置し、防犯カメラを作動させている旨を周知す

る。

第４条（管理責任者及び取扱者）

　設置者は、防犯カメラの適切な管理を図るため、管理責任者を指定する。

２　管理責任者は、　　　　　　　　　　　　　　とする。

３　管理責任者は、防犯カメラ機器の操作や映像の視聴等を行う取扱者を指定し、管理責

任者及び取扱者以外の者の操作を禁止する。

４　取扱者は、　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

５　管理責任者、取扱者が交代した場合、速やかに市に報告する。

第５条（秘密の保持）

　設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラ映像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならず、プライバシー保護の措置を確実に行う。また、それらを不当の目的のために使用してはならないものとする。このことは、離職、防犯カメラの作動中止、又は同撤去等の後も継続する。

第６条（映像の保存及び取扱い）

設置者等は、映像の漏えいに加え、滅失、き損、流失、改ざん防止等安全管理のため、

次の措置を講ずるものとする。

⑴　映像は撮影時のままで保存することとし、加工はしない。

⑵　映像が記録された媒体は、保護された場所で厳重に管理し、第７条に定める場合を

除き、外部へ持ち出さないものとする。また、記録媒体を持ち出す場合、盗難、紛失

等に十分留意する。

　⑶　映像の保存期間は、　　　日（必要最小限の期間）とする。

　⑷　保存期間が経過した映像は、上書き消去又は初期化する。

　⑸　映像の記録媒体の廃棄は、読み取りが物理的にできないよう、破砕、裁断等の処理、

又は当該媒体に記録された映像を復元不可能な方法により消去する。

　⑹　映像の管理については、パスワード等を設定し、第三者等がみだりに視聴すること

ができないようにする。なお、パスワードは随時変更する。

第７条（映像の利用及び提供）

設置者等は、映像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

　⑴　法令に基づく場合

　⑵　捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（映像を提供するときは、文書

による要請があったときとする。）

　⑶　人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められる場合

　⑷　映像から識別される本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合

２　前項ただし書きの規定により、映像を利用し、又は提供するときは、次の掲げる事項

を記録し保存する。

　⑴　利用・提供目的

　⑵　利用・提供日時

　⑶　提供先

　⑷　利用・提供する映像の範囲

第８条（苦情の処理、問い合わせ）

　　苦情や問い合わせには、設置者及び管理責任者が適切かつ迅速な対応に努めるものと

する。

第９条（その他）

設置者及び管理責任者は、防犯カメラ機器の維持管理及び廃止後の撤去に関しても、

適切に対処するよう努めるものとする。

２　この規定に記載されていない事項については「白山市安全で安心なまちづくり防犯カ

メラ設置費補助金交付要綱」（令和２年４月１日施行）、「白山市安全で安心なまちづくり防

犯カメラ設置及び運用基準」（令和２年４月１日施行）に準じた取り扱いを行うこととす

る。

附則　この規定は、　　　　　年　　月　　日から施行する。